平成30年9月18日 火曜日

○監査公表二件

目 次 毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

福 島 県 監 査 委員

監査公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結 果は、次のとおりです。

平成30年9月18日

福島県監査委員 尾 トモ子 長 三久 福島県監査委員 古 市 福島県監査委員 美 馬 武千代 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

- 監査実施期間 平成30年5月23日~平成30年8月3日 1
- 監査対象機関 公所40か所
- 監査の結果

監査は、大阪事務所ほか5機関については平成28会計年度及び平成29会計年度の財 務に関する事務、東京事務所ほか33機関については平成29会計年度の財務に関する事 務について実施した。

(1) 総務部

対 象 機 関	実施年月日	担 当 監	査 委 員	実施方法	職員調査年月日
東京事務所	平成30年7月30日	古市 三久	美馬武千代	書面監査	平成30年5月18日
大阪事務所	平成30年6月13日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成30年5月9日
名古屋事務所	平成30年6月14日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成30年5月10日

- \bigcirc 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。 指導事項
 - ・平成29年7月分の建物貸付料 (職員公舎入居料) について、二重調定を行い、 その後、収入状況の確認を怠ってきたことから収入未済扱いとなっている。

(名古屋事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 生活環境部

対 象 機 関	実施年月日	担当監	査 委 員	実施方法	職員調査年月日
環境創造セン ター	平成30年7月19日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成30年5月29日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

・歳入科目に誤っているものがある。

「事実」

環境創造センター研究棟建物における行政財産使用許可に係る管理経費の収入(国立研究開発法人甲及び乙に係る調定額49,670,266円)について、歳入科目に誤りがある。

(正)

(誤)

(款) 諸収入

分担金及び負担金

(項) 雑入

負担金

(目) 雜入

総務費負担金

(節) 雑入

県民生活総務費負担金

「是正・改善等の意見」

歳入の受入れに当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(環境創造センター)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。 指導事項
 - ・科学研究費助成事業における間接経費4件の収入について、各研究代表者等からの譲渡があった都度速やかに調定すべきところ、一括して調定している。 (環境創造センター)

(3) 保健福祉部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監	査 委 員	実施方法	職員調査年月日
県北保健福祉 事務所	平成30年7月27日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年6月14日 平成30年6月15日
県中保健福祉 事務所	平成30年8月3日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成30年6月26日 平成30年6月27日
県南保健福祉 事務所	平成30年7月26日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成30年6月6日 平成30年6月7日
会津保健福祉 事務所	平成30年7月25日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年6月12日 平成30年6月13日
南会津保健福 祉事務所	平成30年7月30日	古市 三久	美馬武千代	書面監査	平成30年6月6日 平成30年6月7日
相双保健福祉 事務所	平成30年8月2日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成30年6月14日 平成30年6月15日
中央児童相談 所	平成30年6月5日	長尾トモ子	美馬武千代	書面監査	平成30年4月20日
県中児童相談 所	平成30年6月5日	古市 三久	菅家惣一郎	書面監査	平成30年4月24日
動物愛護センター	平成30年6月12日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年4月25日
衛生研究所	平成30年5月23日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成30年4月19日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。 指導事項
 - ・児童福祉施設入所費負担金の現年度徴収率が57.0%で、県平均59.4%を下回り、かつ、前年度57.8%を下回っている。 (県北保健福祉事務所)
 - ・県有自動車の廃棄処分に係る売上代金について収入調定したが、その際誤っ

号外第61号

て二重調定をしたことに気付かず、その後も収入状況の確認を怠ってきたことから収入未済扱いとなっている。 (県北保健福祉事務所)

- ・児童福祉施設入所費負担金の現年度徴収率が56.2%で、県平均59.4%を下回り、かつ、前年度59.4%を下回っている。 (県中保健福祉事務所)
- ・精神保健福祉法第27条に基づく精神保健指定医Aが行った診察に対する報酬 及び旅費について3か月以上遅延して支払っている。(県中保健福祉事務所)
- ・児童福祉施設入所費負担金の現年度徴収率が55.9%で、県平均59.4%を下回り、かつ、前年度58.9%を下回っている。 (県南保健福祉事務所)
- ・児童福祉施設入所費負担金の現年度徴収率が36.3%で、県平均59.4%を下回り、かつ、前年度42.7%を下回っている。 (相双保健福祉事務所)
- ・団体甲への障がい児(者)地域療育等支援事業の委託料額の確定において、誤った記載の収支決算書により実績確認している。(相双保健福祉事務所)
- ・平成29年5月1日に口座振替予定であった平成29年4月分の水道料金について支出命令を失念したため、口座残高が不足し、同日に引落し予定の携帯電話料金が口座振替不能となった。 (相双保健福祉事務所)
- ・劇物であるビフェントリン1本について、適切な帳簿記載を行わず、所在不明となっている。 (衛生研究所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 商工労働部

対 象 機 関	実施年月日	担当監	査 委 員	実施方法	職員調査年月日
テクノアカデ ミー郡山	平成30年7月30日	古市 三久	美馬武千代	書面監査	平成30年5月15日
テクノアカデ ミー会津	平成30年7月31日	長尾トモ子	美馬武千代	書面監査	平成30年5月17日
テクノアカデ ミー浜	平成30年7月30日	古市 三久	美馬武千代	書面監査	平成30年5月30日
ハイテクプラ ザ	平成30年6月19日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年5月11日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 農林水産部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監	査 委 員	実施方法	職員調査年月日
県北農林事務 所	平成30年7月27日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年6月26日 平成30年6月27日
県中農林事務 所	平成30年8月3日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成30年6月28日 平成30年6月29日
会津農林事務 所	平成30年7月25日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年6月21日 平成30年6月22日
南会津農林事 務所	平成30年7月24日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成30年6月19日 平成30年6月20日
水産事務所	平成30年6月5日	長尾トモ子	美馬武千代	書面監査	平成30年4月26日
県中家畜保健 衛生所	平成30年7月30日	古市 三久	美馬武千代	書面監査	平成30年5月24日
いわき家畜保 健衛生所	平成30年7月30日	古市 三久	美馬武千代	書面監査	平成30年5月24日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。 指導事項
 - ・職員の農家研修に対する報償費について、3か月以上遅延して支払っている。(県北農林事務所)
 - ・平成29年4月の報酬及び旅費について、本庁執行により平成30年5月に支出 したものがある。 (県中農林事務所)
 - ・土地賃貸借契約書及び立木売買契約書に貼付する収入印紙の税額適用に誤りがあり、過大又は過小に貼付していた。 (県中農林事務所)
 - ・平成30年3月の公用車廃車に当たり、廃車に伴う手数料の支払手続を失念し

たままとなっている。

(会津農林事務所)

・工事請負変更契約において、工期延長の変更契約を行う際に、追加の工事を 含めて契約締結すべきところ、最終の変更契約で一括処理している。

(南会津農林事務所)

- 下記のとおり検討事項が認められたので、検討するよう農林水産部長に通知した。 検討事項
 - ・分収 林契約に基づく県営林林産物の売払いに関して、分収割合に応じて土地所有者に交付される分収金の早期支払が可能になるよう関係規程の見直しを図ること。 (県中農林事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 土木部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担当監	査 委 員	実施方法	職員調査年月日
福島空港事務 所	平成30年7月30日	古市 三久	美馬武千代	書面監査	平成30年5月30日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 教育委員会

対 象 機 関	実施年月日	担当監	査 委 員	実施方法	職員調査年月日
県南教育事務 所	平成30年6月5日	古市 三久	菅家惣一郎	書面監査	平成30年4月26日
教育センター	平成30年7月31日	長尾トモ子	美馬武千代	書面監査	平成30年5月17日
博物館	平成30年7月24日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成30年5月23日
湖南高等学校	平成30年6月5日	古市 三久	菅家惣一郎	書面監査	平成30年4月20日
岩瀬農業高等 学校	平成30年7月30日	古市 三久	美馬武千代	書面監査	平成30年5月15日
会津工業高等 学校	平成30年7月31日	長尾トモ子	美馬武千代	書面監査	平成30年5月22日
いわき海星高 等学校	平成30年7月31日	長尾トモ子	美馬武千代	書面監査	平成30年5月23日
相馬農業高等 学校	平成30年6月5日	長尾トモ子	美馬武千代	書面監査	平成30年4月24日
小高産業技術 高等学校	平成30年7月20日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年5月31日
たむら支援学 校	平成30年6月12日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年4月23日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適 正な事務処理に努めること。

指摘事項

・前渡資金を精算していないものがある。

「事実」

平成29年4月14日に交際費として受け入れた前渡資金について、残金9,632 円を精算していない。

「是正・改善等の意見」

前渡資金の管理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(教育センター)

・高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認事務に適正を 欠き、授業料を誤って徴収しているものがある。

「事実」

高等学校等就学支援金の受給資格認定のための支給要件の確認事務において、本来、減免後の市町村民税所得割額で受給資格を確認すべきところ、平成28年度入学の生徒1名については当該額の記載を見落とし、減免前の市町村民税所得割額で確認したため、受給資格が不認定とされた。その結果、本

号外第61号

来、 徴収不要であった授業料を、平成28年7月から平成29年6月までの12か月分計118,800円を誤って徴収した。

なお、当該事実が判明した後、平成29年9月に過徴収となっていた授業料全額を返還している。

「是正・改善等の意見」

高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認事務及びそれに伴う授業料の調定事務については、関係規程に基づき適正に行うこと。 (相馬農業高等学校)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。 指導事項
 - ・報償費及び旅費に係る次の支出事務について、適正に処理されていないものがある。
 - 1 講師への報償費及び旅費 履行確認後支払いが3か月以上遅延2件
 - 2 職員旅費
 - (1) 旅行終了後支払いが3か月以上遅延128件
 - (2) 重複支給による過払い2件
 - (3) 復命書及び支出命令書の路程が旅行命令書の路程と不一致1件

(博物館)

- ・旅行終了後3か月以上遅延して支払われている旅費が、平成28年度は97件、 平成29年度は34件ある。 (相馬農業高等学校)
- ・平成29年度に施工した大規模改修工事に伴う平成29年4月から平成30年3月までの管理経費について、電気・水道業者から請求の都度調定すべきところ、 平成30年3月に一括調定している。 (小高産業技術高等学校)
- ・小高商業高等学校及び小高工業高等学校の閉校並びに小高産業技術高等学校 の新設に伴う事務引継が適切でなく、次の事務処理が行われていない。
 - 1 小高工業高等学校から小高産業技術高等学校への公所長及び会計職員の 事務引継書の作成
 - 2 財産所管換えの事務処理
 - 3 閉校した学校の学校長印等公印の本庁への引継
 - 4 甲株式会社が設置する電柱等に対する行政財産使用料に係る平成29年度 分の収入調定 (小高産業技術高等学校)
- ・体育館改修工事に伴う平成29年9月から平成30年1月までの管理経費について、平成30年3月に調定しており、1か月以上の調定遅延が発生している。また、算定に用いた使用許可部分に係る使用量の期間と電気・水道事業者からの請求書における利用期間が一致しておらず、適切な算定方法となっていない。 (たむら支援学校)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(8) 公安委員会

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監	査 委 員	実施方法	職員調査年月日
福島警察署	平成30年7月30日	古市 三久	美馬武千代	書面監査	平成30年5月16日
郡山警察署	平成30年5月23日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成30年4月19日
会津若松警察 署	平成30年7月31日	長尾トモ子	美馬武千代	書面監査	平成30年5月10日
いわき中央警 察署	平成30年5月31日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成30年4月23日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

監査公表第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した県公営企業に係る定期監査を執行した結果は、次のとおりです。

平成30年9月18日

福島県監査委員 長 尾 トモ子

福島県監査委員 古 市 三 久 福島県監査委員 美 馬 武千代 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

監查対象機関 福島県企業局

執 行 年 月 日 平成30年7月31日 (実地監査)

担当監査委員 長 尾 トモ子

美 馬 武千代

(福島県工業用水道事業)

第1 決算及び財務の状況

平成29年度における決算及び財務については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における工業用水道事業の実績は、総給水量319,899,940 m³で、前年度と比較して892,755 m³(0.3%)増加している。なお、当年度における建設改良事業については、好間浄水場電気設備更新工事等を実施している。

経営成績では、事業収益が2,668,855,053円に対し事業費用は2,519,488,831円で、当年度の純利益は149,366,222円となっており、前年度より19,333,927円(14.9%)利益が増加している。これは、前年度と比較し、主に営業費用(資産減耗費等)の増加があったものの、営業収益(水道料金)及び営業外収益(一般会計負担金等)により収益も増加したことから、増収増益となったものである。

(福島県地域開発事業)

第1 決算及び財務の状況

平成29年度における決算及び財務については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における地域開発事業の実績は、白河複合型拠点において14,525.31 m²を分譲している。また、浜通り南部の復興に向けた企業誘致を進める目的で平成28年2月から造成工事を進めてきたいわき四倉中核工業団地第2期区域が平成30年3月に完成し、171,176.93 m²の工場用地が新たに販売可能となった。

当年度末における分譲率は、田村西部工業団地が98.3%、白河複合型拠点(造成済み)の工場用地がC工区100.0%、業務用地が77.0%、住宅用地が100.0%となっている。また、当年度末における未分譲地の面積は、田村西部工業団地が10,983.62 m²、白河複合型拠点(造成済み)の業務用地が20,392.93 m²となっている。

経営成績では、事業収益1,422,795,528円に対し事業費用は814,272,131円で、当年度の純利益は608,523,397円となっており、前年度の純損失48,925,216円と比較すると、損益は大幅に改善されている。これは、前年度と比較して事業費用はほぼ同規模であったが、一般会計負担金を中心とした営業外収益の増により、事業収益が大きく増加したことによるものである。

平成29年度末における累積欠損金は17,982,044,284円となり、企業債残高も12,734,136,607円に上るなど、自力による企業債償還が困難な状況であることから、平成30年度から計画的に一般会計からの繰入を行うこととなり、企業債の償還財源が確保されることとなった。

また、企業局事業見直し実行計画において、復興・創生期間の終了時期である平成 32年度末を目途に本事業を廃止する方向で検討することとされた。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

監査対象機関 福島県企業局いわき事業所

執 行 年 月 日 平成30年7月30日(書面監査)

担当監査委員 古 市 三 久

美 馬 武千代

事業経営の状況

給水事業を行っているが、その事業管理の状況は適正であったと認められる。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

号外第61号

監 査 対 象 機 関 福島 県 病 院 局

執 行 年 月 日 平成30年7月31日 (実地監査)

担当監査委員 美 馬 武千代

菅 家 惣一郎

(福島県立病院事業)

第1 決算及び財務の状況

平成29年度における決算及び財務については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、一部に是正及び改善を要するものが見受けられたものの、おおむね適正に執行されたものと認められる。

第2 事業経営の状況

大野病院が東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い休止していることから、当年度における利用可能な施設は、3病院1診療所、許可病床数326床である。

平成29年度の患者数は、入院が延べ62,591人、外来が延べ100,258人で、前年度と比較して、入院は3,489人(5.3%)の減少、外来は2,550人(2.6%)の増加となっており、矢吹病院の地域生活移行促進等により入院患者が減少し、同病院の訪問看護ステーションでの事業活動等により外来患者が増加している。

経営成績では、医業収益 2,821,077,121円に対し医業費用が 6,116,863,106円となり、医業損失は 3,295,785,985円で前年度と比較して 292,313,680円(9.7%)増加している。また、事業収益 7,002,743,925円に対し事業費用が 7,113,392,026円となり、純損失は 110,648,101円で前年度と比較して 88,662,180円(403.3%)増加している。損失が増加したのは、主に大野病院の人件費に係る賠償金による医業外収益の減少によるものである。

平成29年度において一般会計から繰り入れられた負担金・補助金は、主に企業債償還元金負担金の増加により、総額4,320,331,260円となり、前年度と比較して186,311,900円(4.5%)増加している。

(病院局)

事業収支は、収益が1,345,802,549円で前年度と比較して572,864,175円(29.9%)減少したものの、費用が1,323,234,350円で前年度と比較して589,752,800円(30.8%)減少したため、純利益は22,568,199円で前年度と比較して16,888,625円(297.4%)増加した

前年度と比較して、収益が減少した主な要因は、廃止病院解体工事に係る一般会計繰入金がなくなったことであり、費用が減少した主な要因は、廃止病院解体工事がなくなったことである。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

監查対象公所 県立矢吹病院

執 行 年 月 日 平成30年7月11日 (実地監査)

担当監査委員 古 市 三 久

菅 家 惣一郎

事業経営の状況

平成29年度の利用状況は、入院患者数延べ39,691人、外来患者数延べ20,065人であり、前年度と比較して入院は3,048人(7.1%)減少し、外来は3,494人(21.1%)増加した。入院患者減少の要因は、早期退院、地域生活移行の取組等によるものであり、外来患者増加の要因は、訪問看護に係る患者の増加等によるものである。

事業収支は、収益が1,745,454,502円で前年度と比較して69,637,707円(4.2%)、費用が1,747,089,059円で前年度と比較して70,550,551円(4.2%)とともに増加しており、純損失は1,634,557円で前年度と比較して912,844円(126.5%)増加した。

なお、一般会計から繰り入れられた精神病院増こう経費負担金を除いた実質の純損失は588,773,004円で、前年度と比較して29,790,342円(5.3%)増加している。

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

・勤勉手当の支給に適正を欠いているものがある。

「事実」

病気休暇を取得した職員2名分に係る平成29年12月分の勤勉手当の算定に当たり、支給割合決定のための勤務期間の算定を誤ったため、支給額に過不

足が生じている。

・職員A 正当支給額 306,279円 既支給額 218,770円 不足支給額 87,509円・職員B 正当支給額 147,747円 既支給額 184,684円 過支給額(返納額) 36,937円

「是正・改善等の意見」

勤勉手当の支給に当たっては、関係条例等に基づき適正に行うこと。

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。 指導事項
 - ・源泉所得税の納付事務に適正を欠いているものがある。

監查対象公所 県立宮下病院

執 行 年 月 日 平成30年7月12日 (実地監査)

担当監査委員 長 尾 トモ子

美 馬 武千代

事業経営の状況

平成29年度の利用状況は、入院患者数延べ4,684人、外来患者数延べ14,122人で、前年度と比較して、入院は292人(5.9%)減少し、外来は41人(0.3%)増加した。入院患者減少の要因は、夏期の熱中症患者の減少等によるものであり、外来患者増加の要因は、高齢化による整形外科患者の増加等によるものである。

事業収支は、収益が701,740,676円で前年度と比較して16,836,155円(2.5%)、費用が702,728,791円で前年度と比較して16,218,567円(2.4%)とともに増加しており、純損失は988,115円で前年度と比較して617,588円(38.5%)減少した。

なお、一般会計から繰り入れられた不採算地区病院運営費負担金を除いた実質の純損失は369,489,353円で、前年度と比較して36,408,107円(10.9%)増加している。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

監查対象公所 県立南会津病院

執 行 年 月 日 平成30年7月18日 (実地監査)

担当監査委員 長 尾 トモ子

美 馬 武千代

事業経営の状況

平成29年度の利用状況は、入院患者数延べ18,216人、外来患者数延べ59,415人で、前年度と比較して入院は149人(0.8%)、外来は1,287人(2.1%)とともに減少した。減少の要因は、南会津地域の人口減少に加え、平均在院日数の減少及び医師の異動に伴う新規外来患者の減少等によるものである。

事業収支は、収益が2,315,821,395円で前年度と比較して23,391,966円(1.0%)、費用が2,318,719,433円で前年度と比較して23,604,299円(1.0%)とともに増加しており、純損失は2,898,038円で前年度と比較して212,333円(7.9%)増加した。

なお、一般会計から繰り入れられた不採算地区病院運営費負担金を除いた実質の純損失は432,211,949円で、前年度と比較して35,072,410円(7.5%)減少している。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

監查対象公所 県立大野病院

執行年月日 平成30年7月30日(書面監査)

担当監査委員 古 市 三 久

美 馬 武千代

事業経営の状況

当病院は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、平成23年3月12日から休止となっており、入院及び外来の実績はない。

事業収支について、収益が676,618,193円で前年度と比較して28,383,788円(4.0%)減少し、費用が804,552,083円で前年度と比較して76,776,874円(10.5%)増加し、純損失は127,933,890円で前年度と比較して105,160,662円(461.8%)増加した。

収益の主なものは原子力損害賠償金による医業外収益であり、費用の主なものは人件

費である。

○ 指摘等事項 特に認められなかった。

監査対象公所 県立大野病院附属ふたば復興診療所

執行年月日 平成30年7月30日(書面監査)

担当監査委員 古 市 三 久

美 馬 武千代

事業経営の状況

平成29年度の利用状況は、外来患者数延べ6,656人で、前年度と比較して302人(4.8%)増加した。患者増加の要因は、住民の帰還に伴う人口の増加等によるものである。事業収支は、収益が217,306,610円で、前年度と比較して6,300,335円(2.8%)、費用が217,068,310円で、前年度と比較して6,417,781円(2.9%)とともに減少しており、純利益は238,300円で前年度と比較して117,446円(97.2%)増加した。

○ 指摘等事項 特に認められなかった。

(監査総務課)